

(その1)

収 支 報 告 書

令和

5 年分

(令和6年1月30日開催分)



(ふりがな) なかやまゆり こうえんかい
1 政治団体の名称 中山百合 後援会

2 主たる事務所の所在地 長岡郡本山町本山416-1、2

3 代表者の氏名 前田 精爾

4 会計責任者の氏名 水口 芳廣

事務担当者の氏名

(電 話)

(電 話)

(電 話)

政 治 団 体 の 区 分

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ☐ 政 党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体 |
| ☐ 政 党 の 支 部 | ☒ そ の 他 の 政 治 団 体 |
| ☐ 政 治 資 金 団 体 | ☐ その他の政治団体の支部 |

活 動 区 域 の 区 分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

- | |
|---------------------------------------|
| ☐ 有 |
| ☒ 無 |
| 公職の種類 _____ |
| 資金管理団体
の届出をした
者の氏名 _____ |

国会議員関係政治団体の区分

- | |
|--|
| ☐ 政治資金規正法第19条7第1項
第1号に係る国会議員関係団体 |
| ☐ 政治資金規正法第19条7第1項
第2号に係る国会議員関係団体 |
| 公職の候補者
の 氏 名 _____ |
| 公 職 の 種 類 _____ |

資金管理団体の指定の期間

令和	年	月	日	から
令和	年	月	日	まで

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

令和	年	月	日	から
令和	年	月	日	まで

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額	= (前年からの繰越額)+(本年の収入額) =	(令十億)	百万	千	円
(前年からの繰越額)	= 前年の収支報告書の「翌年への繰越額」 =				0
(本年の収入額)	= 用紙(その2)から(その6)までの合計 =				0
支 出 総 額	= 用紙(その13)の「合計」欄の金額 =				0
翌年への繰越額	= 収入総額 - 支出総額 =				0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費					
金 額	十億	百万	千	円	0
員 数	人				

(2) 寄 付					
ア 寄付(イを除く。)の区分	金 額				備 考
(ア) 個人からの寄付	十億	百万	千	円	
(うち特定寄付)				0	
(イ) 法人その他の団体からの寄付				0	
(ウ) 政治団体からの寄付				0	
小 計 ((ア)+(イ)+(ウ))				0	
(寄付のうち寄付のあつせんによるもの)				0	
イ 政党匿名寄付				0	
合 計 (ア+イ)				0	

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価格が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

注：政治団体が所有する資産の有無を記載してください。

宣 誓 書

添 付 書 類 (別紙のとおり)

1. 領収書等の写し
2. 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
3. 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6年 2月 1日

政 治 団 体 の 名 称 中山百合 後援会

会 計 責 任 者 の 氏 名 水口 芳廣  印

(代表者の氏名 )

注：代表者の氏名は、解散に係る報告年のみ記載してください。解散の場合、解散届も必要です。

*会計責任者及び代表者の氏名欄は、記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人及び代表者本人が自署すること。